

第三十八回国会
衆議院
逋

信 委 員 会 議 録 第十五号

昭和三十六年三月二十四日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 山手 満男君

理事秋田 大助君 理事大上 司君

理事佐藤洋之助君 理事早稲田耕三郎君

理事松前 重義君 理事森本 靖君

浦野 幸男君 大高 康君

大森 玉木君 飯谷 忠男君

上林山榮吉君 小泉 純也君

志賀健次郎君 椎熊 三郎君

竹山祐太郎君 寺島隆太郎君

羽田武嗣郎君 橋本登美三郎君

大柴 滋夫君 片島 港君

佐々木重三君 下平 正一君

山本 幸一君 谷口善太郎君

出席国務大臣

郵政 大臣 小金 義照君

出席政府委員

郵政事務次官 森山 欽司君

郵政事務官 荒巻伊勢雄君

(大臣官房長)

郵政事務官 大塚 茂君

(貯金局長)

委員外の出席者

郵政事務官 岸本 四郎君

(貯金局長) 長 吉田 弘苗君

専門 員 吉田 弘苗君

三月二十四日

委員正力松太郎君、星島二郎君及び

成田知巳君辞任につき、その補欠として

浦野幸男君、飯谷忠男君及び片

島港君が議長の名で委員に選任され

同日

委員浦野幸男君、飯谷忠男君及び片

島港君辞任につき、その補欠として

正力松太郎君、星島二郎君及び成田

知巳君が議長の名で委員に選任され

た。

本日の会議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四四号)

○山手委員長 これより会議を開きま

す。郵便貯金法の一部を改正する法律案

を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。谷口善太郎君。

○谷口委員 最初に郵便貯金の資金コ

ストの実態、これは普通の銀行なんか

から見ると高くなっているか、そこら

の実態を聞きたいと思っています。

○小金国務大臣 数字にわたる問題で

ございますので、局長から答弁させて

民間の方が郵便貯金よりも少し高目く

らいになるといふ大体的状況でござい

ます。

○谷口委員 具体的な数字じゃないの

でありますけれども、一応当座預金を

引きました民間の分と対比いたします

と、ここの方が資金コストが安いと

いうことになりますか。

○大塚政府委員 三十四年度の数字で

申し上げますと、郵便貯金の支払い利

子率が四分六厘でございます。これに

対しまして、全国銀行の平均支払い利

子率は四分三厘二毛六分、これが支払

利率でございますが、先ほど申し上げ

ましたように、無利息の当座預金とい

うものを除いて計算いたしますと、

これが五分一厘程度になるようござ

います。

それから人件費、物件費等の経費率

で申し上げますと、三十四年度郵便貯金

が二分一厘六毛、これに對しまして、全

資金別の区別をいたしておりますが、

大体六分五厘弱に大蔵省ではこれ

を運用いたしておるようございま

す。それに対して、民間銀行の運

用率は、正確な数字は今ここに持つて

おりませんが、たしか八分何厘かのよ

うに記憶をいたしております。

○谷口委員 郵便貯金は、自由に使え

るといいますか、内部で使える金は全

然なわけですね。簡易保険なんかは

あるわけですね。——一応事実を聞か

していただいたわけでありまして、ほ

んとうはもっといろいろ知りたいわけ

なんです。利率のような形で経費なん

かのことを言っていられしやるわけな

んですけれども、経費全体をやります

と二分一厘六毛というふうなことになる

のだらうと思うのです。そこらの内

容を具体的に私知りたいと思うので

けれども、それはデータがあります

か。

○大塚政府委員 詳細な数字はござい

ませんが、二分一厘六毛のうち、大体

人件費が八割程度、あと二割程度が物

件費というふうになると思います。

○谷口委員 私がなぜこういふことを

聞くかと申しますと、われわれしろう

との考えでは、郵便貯金のうち、特に

通常貯金というのは、金を預けて、そ

れで利子をかせいでいくというふうな

ものよりも、これは確かなところだか

らちよつと預けておこうというふうな

程度の、非常に零細な人たちの貯金だ

と思うのです。これは郵便貯金の中

でも非常に多いわけなんです。従つて、

集めるのにも相当経費がかかっている

んじゃないかというふうにしろうと考

えて考えるわけなんです。そういう点

では、資金コストとしては、むしろ市

中銀行よりは高いものになっているの

じゃないかという予想を一応してお

たわけなんです。そうではないよう

であります。そうしますと、今度は逆

に、今の郵便局のシステムの中にあ

り合理的でない、あるいは経済的に

いったらむしろ改革すべきところがあ

る。としますと、もっと安い資金コス

トになる余地があるわけですね。たと

えば、特定郵便局のあり方なんかは相

当問題があるようであります。全体か

ら見たら、合理的のように見えており

ますけれども、一つ一つ見ますと、む

しろ反対の状況が出てきているのじゃ

ないかという点で、特定郵便局の人た

ちは今運動をやっておる。あそこは食

えないからという要求が出てきておる

わけでありますけれども、しかし、踏

み込んでいきますと、経済的に成り立

たないという要求が下から出てくるだ

けに、運営の上には非常な不合理があ

るんじゃないかというふうな点が考えら

れるわけなんです。そういう点では、

どうなんでしょう、郵便局の預金を集

めてくる仕事の中で、もっと合理化さ

れた場合資金コストが安くなるような

面がかなりあるのじゃないかという、

そこらの点はどうでしょう。

○大塚政府委員 資金コストの銀行と

の比較でございしますが、これは、先ほ

ど申し上げましたように、大体同様で

でございます。しかし、御承知のように、採算のとれないような山間僻地にまで郵便という窓口を作って貯金を集めておるといふ点からいへば、もう少し高くつくという点も考えられるわけでありまして、これが比較的安くできておるといふことは、一つは郵便や保険と一緒に建物を建て、同じような、共通の人間、共通の部門を使ってやっておるといふ点から、比較的成本が安くついているというふうに私も考えております。それで、郵便貯金の中でさらにコストを引き下げる余地はないかという御質問だったように伺うのでございますが、さらに機械化等の余地が若干ないことはございせん。しかし、特定局等における事務をさらに機械化する、あるいは簡素化するといふことはなかなかむずかしい問題だと思っております。資金コストを下げる一番よい方法は、もっと貯金を多額に集めるということでございます。貯金がたくさん集まればその経費は割安につくことになりまして、私どもはそういう方向においてなお資金コストを下げる努力をいたしたいというふうに考えております。

○谷口委員 もっと集まれば資金コストが安くなるというお説ですけれども、その見通しについて——次に入りますが、預金利率が安くなったりするといふ状況が、ここへ出て来まして皆さんの資料を拝見したのですが、貨幣価値の変動なんか勘案いたしてやりますと、若干の伸びはありますけれども、実質的に伸びているかどうか、そういう言い方はできないではないかというふうに思ふのです。特に最近では、こういう郵便局に金を預けると

いうこと以上に、投資信託といひましようか、ああいうものが非常に大衆をとらえてまして、その方へ流れている傾向がございまして。そういう点で、今後伸びていくことについて皆さんの持っていていらっしゃるような確信がはたして正しいかどうか非常に疑問に思ふのですが、見通しはどうでしょう。

○大塚政府委員 郵便貯金は、長い目で見ますと着々と伸びておりまして、大体銀行と同じような伸び率で伸びております。多少それより低くはなっておりますが、今後それがどういふふうな傾向をたどるかという点は、おっしゃられましたようなこともありまして、いろいろ問題でございまして、大塚政府の経済政策が高度の成長といふことを目指しておりますので、そういたしますと、従って国民の所得もふえますから、そのふえた割合に応じてやはり貯蓄というものもふえていくというふうな考えでおります。従って、いろいろな要素が入って参りますけれども、基本的な線としては、貯蓄は大体今までのような傾向をたどって伸びていくものというふうに考えているわけでございます。

○谷口委員 そこらにだいたい甘い考えがあまりではないかというように私も思っております。これはあとに若干触れることになるかと思ふのですが、若手触れることになるかと思ふのですが、経済成長という今の政府の政策から、近い時期に所得格差が非常にひどくなりまして、通常貯金をするような大衆の貧困化がさらに深刻になる、そういう内容を含んでいると見て、そういうわけでありまして、零細な金を預

かっている通常貯金に大きな影響を今後もたらさうという見通しの方がむしろ堅実な見方になるではないかというふうな思ふのです。五千元とか一万円とか定期あるいは定額の積み立てをできるような人たちは、さっきもちょっと申しましたように、郵便貯金に預けるということよりも、例の投資信託の形態の方向へどんどん大きく流れていくのじゃなからうか。御承知でしよけれども、投資信託でございまして、それからいろいろ種類がございまして、これはほんとうにそれこそ投資という觀念に当てはまる、大衆的にいへばそういうことでありまして、安いものでも七分何厘、八分というふうなもの、利率がある。また特にオープンなんかの中には、一割も二割も三割もというふうなところがありまして、そこへ大衆がどんどん向いていくという時期であります。だから一方に大衆の貧困化が進んでいくという見通しが考えられるわけでありまして、従って郵便貯金の最も本體ともいふような通常貯金の将来は非常に伸びるかどうかという点では、むしろそうでないような見通しが立つのじゃないか。そこらに非常に甘いお考えがあるのじゃないかというふうな気がしますが、どうでしょう。

○大塚政府委員 問題が日本の経済機構、経済政策の根本に關しますので、私どもがその意見を申し上げるのも適当でないと思ひますが、私どもは現在の経済成長政策というものが続く限りにおいては、先ほど申し上げましたように、国民所得もふえ、従って貯蓄もふえていくというふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員 大臣がお時間があまりないようで、大臣に対して質疑があったら先にとつてございまして、実は私は私ごとでいろいろこの問題について深い討論をやるとしますと、政府の金融政策それ自体、今の所得倍増計画、経済の拡大計画の中で行なわれている金融政策自体に踏み込んでいかなければならぬ問題だというふうに思ふので、すけれども、それをやりますと大へんなことになりまして、現在政府だつて、自民党の中になつて、あるいはまた市中銀行、日本銀行その他の関係部門の中でいろいろ意見がございまして、そう一致した意見ではないと私は思っております。その中で今度の金融政策が行なわれていくと思ひますので、この問題に触れますと深くなりまして、ここには非常に端的に申しませんが、郵便貯金というものに金を預けているのは、さきから何回も言いましたように、国民の中でもいわば非常に零細な者の金ですから、属から見ますと金持ちじゃない。むしろいわゆる大衆でありまして、こういう人々の金を預かる場合現在の政府の施策の中の低金利政策でもって経済成長を促進しようといふことだと思ふのでありますけれども、その政策的な立場からいへば零細な国民の貯金に対して、あるいは零細な貯金しかできない国民に対して、わずかの金の金利を引き下げて、まさかへ犠牲を犠牲にするという結果になることについて、これはやっぱりよろしくないのじゃないか。このところだけは一つ郵政省として、零細な国民の貯金に対して、預金金利を引き下げて一応の犠牲をしようという状態

にすることについては大蔵省とも十分に話し合つて、これを食いとめるという態度をとつていただくことが必要じゃないか。そういう点の郵政大臣の、これは政治論ですが、お考えはどうでしょう。

○小金国務大臣 今度の金利の引き下げにつきては、郵便貯金もその一つを実現するわけなんです。実は谷口さんのような御意見も、私ももちろん尊重すべきだと思つておりますが、ただ日本全体の金利政策をどうするかという点になりますと、やはり官営でございまして、これだけが金利が高くてよろしいという議論がなかなか立ちかへまして、そうしてむしろ金融政策の片棒をかついておつて、その郵便貯金を財政投資で働かせるというふうな点から申しますと、やはりコストがそうかからぬ方がいゝのでありますから、この財政投資の使い方に問題があるの、なるべく地方に還元するとか、あるいはまた財政投資という形では出ましても、下請とかその他に回るといふような一翼をになうものでありますから、日本の金利政策全般の一翼をになつておるといふ立場から、私は引き下げに同意いたしました。同時に金利は、個人々々の貯金に支払われる金利は下がりますけれども、しかし総括的にその地方なら地方が受けるお金のコストが下がるというふうなことをにらみ合わせまして、私は今回は引き下げに応じたようなわけでありま

す。

○谷口委員 大臣がおっしゃいますけれども、今度の低金利政策の基礎に

なっておりますのは、市中銀行なんか
が金利を引き下げる。従って、また預
金金利を引き下げる。それ、政府の
やっております事業の中では、こういう金
融の中では、やはり金利を引き下げて
いかなければならないし、これだけ上
げておくわけにいかないとおっしゃる
のですけれども、今度の場合は、金融
界にもまた産業界にもいろいろ意見の
あることに対して、むしろ逆に政府の
イニシアで低金利政策をやらしていく
ということが前提になっておるじやあ
りませんか。ここに提案理由のところ
を見ますと、全体金利水準の低下に見
合せて、郵便貯金金利も利率を少し引
き下げるのだと言っておりますけれど
も、全体金利の情勢ではなくて、低金
利政策をとつたのは、政府の施策で
しょう。政府がそれを要求しておる。
だから銀行にしまして、日本銀行に
しまして市中銀行にしまして、金
利の問題は何も政府のイニシアではな
くして、自分の自主性でやればいいわ
けでありますけれども、政府の施策が
そういうふうにして、まず低金利政策
を政策的にやっていると、そうやっ
て、それを預金金利の利率なりに及ぼ
そうという段階にきておる。その際、
まず市中銀行なりの預金金利を下げる
という問題の先鞭をまず郵便貯金でつ
けようというところにはんとうのねら
いがあるのではないですか。まずここ
で預金金利を引き下げて、そうしてそ
れを一般の銀行に及ぼす。そういう意
味では先鞭をつける突破口にしてお
る。そこそこにはんとうのねらい
があるのではないですか。そういう点
では私は大へん大事な政治問題がある
と思う。その点どうでしょう。

○小金国務大臣 政府は確かに低金利
政策をとりまして、国際金利にできる
だけさや寄せをしていこう、そうして
産業なり地方の諸事業、公共事業等も
コストを下げよう、こういうような政
策は確かにとりましたが、しかし同時
に政府が低金利政策をとるといふその
実現の方法としては、市中銀行等に金
利統制をやっておりますから、自主
的に引き下げる意向があるかどうかと
いうようなことは、もう大蔵省の方で
十分検討いたしまして、これは自主的
に金利を銀行その他で相談して下げる
ということがきまりましたので、政府
の取り扱う郵便貯金だけが高金利であ
るというわけにも参らぬので、しか
し、これを突破口にするのじやないか
とおっしゃいますけれども、これはむ
しろ、市中銀行の金利を下げるから、
政府の関係のものだけがそのまま高く
とまっておりますは困るというので、政
府の政策でありますから、やはりこれ
を引き下げざるを得ない。また引き下
げてコストを下げるという立場をとつ
たのでありまして、法律案によつて国
会の御承認を得てやりますから、これ
が突破口のように見えるかもしれませ
んが、実は全体の一翼をになつておる
というところであります。その点は總
合的に私どもは考えてきております。
○山手委員長 谷口君、大臣はちよつ
と参議院に出席して、また帰ってきま
すから……

○谷口委員 それでは、私はさっきの
点でもう一つ大臣に念を押しておきた
いんです。念を押すというよりも要望
しておきたいんです。つまりさっきお
尋ねしますと、事務当局のお答えは、
市中銀行に比べて資金コストは決して
高くない。それから経費なんか、い
ろいろな保険その他を総合してやつて
いるだけであつて、むしろ市中銀行から
見たら高くなるような状況でありなが
ら、そんなに高くない、あるいは同等
のような状況だといふように言ってい
られるわけなんです。だから運用益の
面を見れば、なるほど生産事業に、独
占資本に出していくような面が割合少
なくて、その他の地方公共団体に占す
とか、あるいは社会保障的な面へ出す
とかというところになっておりますか
ら、市中銀行に比べてはるかに及ばな
いという状況でありますけれども、し
かし預金の実態は相手が大量だ。これ
らに對して金利を引き下げてまでその
犠牲をしいるということは、大衆に
とつても一つの犠牲でありますし、ま
た金を集める点でもなかなか困難な見
通しが立つという状況があると思うの
です。通常貯金なんかのものは三厘六
毛ですか、さようなことになりまし
ね。あれは下げたつてそんなにたくさ
ん余裕ができるわけじやありません。
だから昭和三十四年の通常貯金の増加
の状況から見ても、私ども計算い
たしますと、一年間に二億四千万の
金利を引き下げることによつて余裕が
できることになる、わずかの金なんです。
これでは何百万の人間に對して相当
悲しみを与え、あるいは損害を与える
というところになるのであります。こ
らのところを考へて、この原案をも
う少し考え直す必要があるんじゃない
かという点、そこを一つ考へていた
だくようなことはできませんか。

○小金国務大臣 お説ではございま
す、いろいろな方面から検討を加えま
して、市中一般金利から離れて郵便貯
金だけを、大衆がその目標であるから
ということだけの理由でとどめておく
というのには、私どもはとらなかつた政
策でありまして、むしろお金の余裕の
ある人にはできるだけいろいろな形で
貯金してもらふけれども、郵便局の窓
口で扱っているこの郵便貯金の本質に
かんがみまして、できれば金利は高い
方がいかもしれませんけれども、し
かし、今、谷口さんも御指摘になりま
したように、これがまとまって還元さ
れる場合には、地方の公共的なもの
に使えるのが、大体今のところ主で
ありますので、これは金利政策全般の
一部としてやはりどこまでも考へて参
りたい、こういうことでございましたの
で、ただいまこれを撤回したり、また
直すという考へは今のところ持つてお
りません。

○山手委員長 谷口君、ちよつと大臣
は参議院の方に……
○谷口委員 それでは仕方ありませ
ん。どうぞ。
今、大臣がああいうことを言つて帰
られたわけでありまして、実際そうだ
ろうと思う。政府の今度の低金利政策
の基本には、世間でもそう言つており
ます。大臣が今おっしゃつて行きます
たし、公式の文書を見ましてもそう書
いてあります。理由は、金利を国際水
準に引き下げていこうということ、
それから貿易、為替の自由化に應ずる
ためというふうなことを言っているよ
うでありますけれども、ほんとうは経
済成長政策の中で安い金利の金をどん
どん独占資本に注ぎ込んでいこうとい
う、そこを正しく目的があるのであ
りまして、従つて正直に経済成長拡大
のためにとおっしゃつておりました
が、そういうところに問題があると思
うのです。ところがこの政策自体がも
うすでに現実に破綻の状況がきてい
ると私どもは見ているわけですよ。きのう
参議院でも問題になつたやうでありま
すが、国際収支の上でも赤字が出てき
ているという点が指摘されております。
一月が九千万ドル、二月も約九千
何百万ドルの赤字が出てきております
が、一月、二月が割合さういふ点では
国際収支の上で輸入が多いからこうい
う結果になるのだというふうには政府は
説明しておりますけれども、しかし現
在の国際関係の中で見ておきますと、
決して日本の国際収支の上には安全な
展望がなされないのではないかと
ことを関係者の有力な人々も言つてお
ります。また識者もそれを認めており
ます。従つて低金利政策でもつて資金
をどんどん市場へ出していくという、
いわゆる景気過熱のムードを作つてい
くというやり方は非常に危険じやない
かというふうなかなり手きびしい批判
もある。また意見も決して一致してい
ない。私、実は若干の人々の意見を調
べてみたのであります。いろいろそれ
ぞれの立場がありますから無理もない
のでありますけれども、必ずしも一致
した意見ではない。そうした意見の不
統一の中で低金利政策を政府として政
策的に推し進めていく、そして郵便貯
金の利率まで引き下げていくことは非
常に危険な状況であるというふうには
私も思つております。これらの点につ
きましてもっと深く入つて議論すべき
だと思ひますけれども、大臣もいらつ
しゃいませぬし、大蔵省の方も見え
なつていないので何ですが、この政

策はむしろ間もなく破綻する、そういう条件を持っている。この前の前ですか、自民党の同僚議員の諸君からも御質問がありました。間もなくまた金利を変えていくときがあるのではない、今度きめたら何年間か動かさぬ方がいいのではない、という意見も出ておりました。そういうふうな経済の前途を見通しておられます、そんなに安定した時期ではないのでありまして、そういう時期に低金利政策をや、大衆に犠牲を転嫁するというやり方をやっています。しかも景気をあおり立てていくというやり方は必ず破綻がくるのでありまして、そういう点でわれわれはこれに大きな疑問を持っているわけであり

ます。大臣いらつしやいませんか。私の質問をやめますが、大衆に犠牲を転嫁するというこの点につきましては、国民としては決して承認しないものだらう、こういうふうな私どもは考えているわけではあります。

○山手委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○山手委員長 速記を始めて。

上林山委員

決して無理に質問するわけじゃないので、私は質問は山積するほど持っているのですが、できるだけ簡明に一部の問題だけをこの際質疑をいたしたいと思います。

これは大臣が来ましたが、あとでまた大臣に最終的答弁をしていただくという意味でお伺いするわけでありませんが、それは私が当委員会並びに予算委員会において取り上げた問題であります。ことにこの貯金金利の引き下げについては、郵便貯金の本質から考

えて、預金者、新しい預金者、古い預金者ともにできるだけ有利になるように、郵政省、政府としては処置していただかなければならぬ、こういう意味で申し上げて、大蔵省立会いの前で私は意見を述べた。また大体において政府も私の意見に賛意を表せられて、それぞれ努力しておられるようでありすが、まだまだ不安な点が残っております。

第一点は、既預金者に対しては十年間は旧金利で、契約当時の金利で進んでいく。これははっきりしたわけでありすが、この一つは預金者も、郵政省のやり方に対して、あるいは政府の考え方に対して非常に私は歓迎しているだらうと思ひます。だが、その次に問題になっております新金利によつて契約した者に対しては、私はよき前例、旧金利に対してとつたと同じような処置をとるべきである。たとえば十年間の期間は一つ同じように認めたらどうか。あるいは金利がかりに、低金利政策をとつてさらに安くなった場合、新金利よりもさらに安くなった場合、そういう場合も一つ旧金利に従つてやうていく、こういうことを確約してほし

い。またそういう処置をとらなければならぬ、こういうふうに言つたわけでありすが、これに対しては大蔵省側も郵政省側も、預金者に対して不利益にならないような処置をとる、こういうことは明言をされました。これはあとで大臣にも私は再確認をしてもらつておこうと思ひますが、抽象的ながらその当時における有利な態勢において預金者を保護するということとおかしいのですが、預金者の利益を守る、こういうふうな言われたことは、一つの約束

国民にしたわけでありすが、けれども、もつと具体的に、たとえば期間の問題はどうか、あるいは低金利をさらにやらなければならぬ時代がきたときに——これは私は長いことじやないと思ひます。三年も五年もあつたやないといふような気がしてならないので、念を押しておきたい。そういうような意味で、少なくともこういうような問題について、大蔵省事務当局と郵政省の事務当局との話し合い、あるいは大臣同士の話し合い、これを局長なり官房長が知つておられる範囲、単に国会答弁に終わらないで、一つありのまま

をお互いにさらけ出して、お互いに協力して善処し得るものは善処していく、こういう気持で私はこの問題を聞いて喜ぶというさもあるし、これはこの問題については持つておきません。だから、一つそういうふうな意味でお答え願つておきたいと思ひます。

○大塚政府委員 郵便貯金の預金者の利益を常に考慮して、その利益に沿うような措置を考えなければならぬという御趣旨に對しましては、私も同じく同感でございます。そういうふうな線から、今回の金利の引き下げにつきましては、定額郵便貯金の既契約の人たちに対する旧利率の適用を十年間というふうな政府内部できめたわけでございます。それでは今後さらに金利の引き下げ等がありましては、同じように十年間有利な利率を適用するのだということをこの際はきききめしておかないかという御意見でございますが、この点につきましては、私も実は今回の十年というのを認めさせるのに精一ぱいでございます。今後の

ものについてまでその確約といひますか、法文上に明記するところまでは実は力が及ばなかつたということでございます。しかし、すでに金利の引き下げが昭和十九年と今回と二回にありますが、その二回とも定額貯金の預金者に対しては十年間旧利率を適用するといふ前例がありますので、三回は当然これと同じ措置を預金者も期待してありますし、私もそれ

が前例となつておられるものだといふうに期待をいたしておるわけでございます。ただ従来、金利の改定の場合におきまして、既契約に対してどういう利率を適用するかというところは、法律の附則をもつてそのつど規定をするという取り扱ひ上の慣例になつておりますので、今回は将来の利下げについて規定はできませんでしたが、次のそういうチャンスがもしありました場合には、附則において今回と同じような規定が当然二回の前例から見てもなされるというふうな私どもは信じておるわけでございます。

○上林山委員 局長は局長の立場から自分の考えというか意見を述べたと思ひますが、それも一つの答弁だと思ひますけれども、私が言つておるのは、これは今までの例に従つて今後有利な解決をするであらう、またそういうふうな努力をいたしたい、こう言つておられますが、前例においては悪例もあるわけですね。悪例というのは、金利を下げた場合に新金利によつた場合もあるわけですね。だからこれは、時に悪例によつて処置せられ、時に今言つたようなよき例によつて処置せられておる、そのときどきの情勢で変化しておるのです。だから、これは郵便貯金の

本質からいって、庶民大衆から集めた金であるから、政府を信頼して貯金をしたのでありますから、この信頼にやはりこたえなければいかぬ。三十六年度の貯金の総額の目標が示されておりますが、この低金利政策によつて、はたしてその目標が達成できるとごらんになっておられますか。この点もお答え願ひたいと思ひますが、同時に、私はせつかく郵政省と大蔵省と立ち会ひの上で、これは同僚諸君の御了解を得ることができれば私は附帯決議をやつてもいいくらいに考えておるのですが、これはさておきまして、いづれにいたしましても両当局が国会においてになりまして、いかなる事態がこようとも、そのときにおいてさらに金利を下げた場合でも預金者に有利な解決をする、こういう約束をしておられるのに、あなたの答弁はそれよりも、ニュアンスの違いがあるかもしれぬが、一歩退却したような気がしてならない。今度の法案の附則に盛るのが一番いいのですが、それができないとするなら、それにかわる、両当局において、あるいは大臣同士において、何かの約束なり覚書なりをかわしておいていただきたい。そうしなければ、せつかく両当局おそろひの上で、いかなる事態がこようとも、その当時において有利に処置をすると言つたのと少し違ふやうに思ひますが、この点いかがです

か。それから悪例もあつたわけですね。これとの関係はどうなるのですか。あるいは預金の目標をこの行き方で十分達成し得るか、私は多少の危惧がある見解を持つておるのですが、時間がな

いから申し上げませんが、この

からいって三十万円では低過ぎるという考え方を持っておりましたが、これは先般の金利政策、金融の基本的な考え方、こういうようなものにとらみ合わせまして、日本の財政上の立場から、今回の最高制限を一応据置ということにいたしました。これは一般銀行その他の預金を取り扱う機関とも関係がございまして、国民貯蓄組合です、この免税点が三十万円になっておりまして、本来ならば減税をもう少し高額の所得者にまで及ぼす予定でありましたところが、これが七十万円をめぐりにそれから下の所得税の減免をやりましたので、そこで貯蓄組合の方の三十万円と歩調を合わせておく必要があるというので、今回は一応現行法通りにいたしました。これは将来——将来というよりも次のきわめて近い機会において、減税とにらみ合わせて必ずこの最高額は引き上げる、こういうことでございまして、私もその点は最大の努力を払いましたけれども、金利政策及び貯蓄政策の一環として一応これを承諾したのであります。

○森本委員 貯蓄組合の分と免税点の問題について確かに関係があるということは言えると思います。しかし郵便貯金の預金部資金のいわゆる財政投融資の資金として絶対これだけの額が要するというのが予算に組まれ、そして郵便貯金の純増目標を明確に予算に示す以上は、一方で金利を引き下げる。それに対する措置を全然やらぬというのではこれはあくまでも片手落ちだと思ふ。だから金利を引き下げると同時に一方において最高額を引き上げる。最高額を引き上げるとことは貯蓄組合の免税点が三十万円になっているか

らそれとの均衡があるということでは、それと異論が出た私は思うわけでありませう。しかしそれが同時に行なわなければならぬという法律上の見解はないわけでありまして、郵便貯金を五十万円に引き上げるということをやっても何ら差しつかえない、こういうことであつて、ただ免税点だけがひつかつてゐる。しかし免税点といえども、この例を調べてみると、貯蓄組合と郵便貯金がずれた場合も過去に

あつたわけでありませう。そういうことを考えた場合に必ずしも不可能ではない。そう言つては失礼だけれども、大臣の政治力が若干足らなかつたのか、あるいはちよつと不熱心であつたのか、その辺はわれわれとしては疑問に思ふし、またもちよつと一押しすればできたのではないかと一押しすればできたのではないかと一押しすれば

わけでありませう。ただほめていい点は、定額貯金の十年据え置きについてはそのまゝ金利を施行していくということとを今度やっているわけでありませう。この点、私は率直に言つてよかつた措置だ、これもできないということになると郵政大臣としての政治手腕はゼロということになるが、それはできておるといふことになる、やはり郵便貯金の最高額ということになると思ひます。大臣が次の機会には考えるということとございませう。次の機会といひましても、私は明確にしておいてもらひたいと思ひます。これはやはり臨時国会あたりに提案を願ひたい。そして最高額は次の次も簡単な提案になるから、最高額五十万円なら五十万円にして、次の国会に上程をするなら上程をするということをお大臣、一

い。このくらしいの言明ができぬようでは急いで審議をしてあげるわけにはなかなかいかなと思ふわけでありませうが、どうですか、大臣。

○小金國務大臣 臨時国会はいつ開かれるか、これは臨時のこととございませうから、そのときになってみないとわかりませうが、次の通常国会に減税を私も考えておりますから、政府としては必ずその減税に伴ひまして最高額を上げる法案を出します。ただ、今、森本さんからも御指摘になりましたように、国民貯金とのズレが多少あつた場合一致してありますので、こういうような結果になつたので、今のせいぜい御趣旨を体して必ず次の減税政策の際にはこれを実行して参りたいと思ひます。

○森本委員 減税の際実行するということとありますが、今の内閣のやり方ではその減税ができるかどうかかわかりませう。かりにそれができるとしてもそれはずれてゐる面があつて、過去に一つの経験があるわけでありませうから、とにかく次の国会には貯金の最高額の引き上げについては政府としては必ず責任を持って提案をする。その金額その他についてはそのときの問題になると思ひますが、いずれにいたしましても金利を下げた上で最高額をそのまま据え置くということとは不合理である。次の国会には必ず最高額の引き上げについては何らかの形において提案をする、こういうことを一つはつきりと言明してもらひたい。もつともそのときにあなたが大臣であるかどうかかわかりませうけれども、これは次の大臣がそれだけの政治的責任を負わな

ければならぬと思ひますが、この際はつきりとこの問題を言明願つておきたいと思ひます。

○森本委員 最大の努力をするということ、次に提案するということとはなかなかいかにいふまでもわかりませうので、あえてこれ以上私は責めません。そこで事務当局にお聞きしておきたいと思ひますが、郵便貯金法の第十一條に該当するような項が三十四年度にどの程度あつたか、一つ御明示を願ひたいと思ひます。

○大塚政府委員 貯金法の第十一條は貯金の総額制限をこえた金額のこととございませうが、これは三十五年度に一件もございませう。と申しますのは、そういうあれがございませう場合には、大體話をしますと、正式の取り扱いにいくまでに預金者が自発的に制限をいたしますので、なかつたということでありませう。

げなければならぬということになりませうし、あるいはまた現実の問題として三十三万円くらい預け入れをしていても、郵便局としてそれをそのまま見のがしておるのか。そういう具体的な例がここには必要になつてくる、こう思つてあえて聞いたわけでありませう。去年は一件もないというけれども、私の知っている人だけでも、金額印を見たところが実際に三十二、三万円のものがあるわけだ。そういうことになると、ほんとうは第十一條を發動してこれを正式にやらなければならぬ。それとも郵便局の窓口においてそれを忠告をしなければならぬわけだ。保険と違つて貯金の場合はおそらく非常なルーズになつてそのまゝになつておるのじゃないかという気がするわけでありませうが、その辺はどうですか。

○大塚政府委員 實際問題といたしまして、あるいは厳格に調べますと制限額をこえた貯金があるかと思ひますが、何しろ名寄せということが非常に困難でございませうので、一人々々について通帳を合計してどうなるという計算まで、口座も非常に多ございませうので、正確につかめてないということとございませう。また会計検査院等の検査もございませうが、確かに保険の場合に比べては検査院の検査も貯金については多少寛大であるように私も受け取つております。

○森本委員 会計検査院は事実上ほとんどこの方の検査はやつておりませう。ただ問題は、貯金支局において原簿を一々見て忠告をするということとはどういふ不可能でせう。不可能だが、郵便局の為替貯金の窓口において、預け入れに來たときに、今は昔と

違つて合計額が最後に出ておりますから、これは一万円オーバーしておるからこの一万円だけ引いておいて下さいというのをほんとうは言わなければならぬ。しかしあなたの方はそういう指示は全然現場にはやらないでしよう。全国の一万七千の郵便局の為替貯金の窓口にはそういう指示はいつてないでしよう。答弁して下さい。

○大塚政府委員 やはり厳然たる法律の規定がございますので、それを励行するようにという通達は何べんか出してあります。

○森本委員 その通達というのは局報とか公報とかいうような形で通達を出してあるだけであつて、普通貯金部長から現場長あて、一般長あてというように、実際の業務上の指示、指令という形の通達は出てないはずなんです。もし出ておいたら、その文書の一つ私にお見せ願ひたいのですが……

○大塚政府委員 これは正式の通達として出してあります。一番最近のものは昭和三十三年の八月にもやはり制限規定を励行するようにという通達を出してあります。

○森本委員 三十二年にはちやうどそういうふうな問題があつたから通達を出したのであつて、大体そういうふうな通達というものは年に一回か二回は出さないとほんとうはなかなか実行されないものであつて、実際はなすがしるになつておるといふのが今の実情です。しかし、ないがしろになつておつてもこれはそう悪いことじゃないから、保険の方と違つてそれほどあえて摘発するというものもないと思うが、ただ、今の最高額引き上げというやうな問題にからんでくると、やはりこう

いうことがあつてどの程度郵便局が困つておるといふ実例を事務当局としては平生から用意しておく必要があるのじゃないかと思つておられます。あえてこれ以上この問題については追及しませんが、そういう点を摘発するといふ形でなしに、そういうふうな困つた実例がどの程度あるかといふやうなことに對しては今後一つ貯金当局としてもやはり一応調査をして、確固たる資料を作つておいてもらひたい。そのことによつて、これを摘発して押えつけないといふ形は私はとつてもいい。それは今の貯金事業からいって保険と違つてありますから、一銭一厘なりともこえたら絶対にの十一條を奨励してやれるといふやうな強硬な策をとらずともいいと思ひます。ただその実情がどうなつておるかといふことについては、一つ十分に調査をしておいてもらひたい、こう思つておられますが、どう思ひますか。

○大塚政府委員 ごもつともございまして、私も全部の調査は不可能でございまして、できるだけ抽出いたしまして調べておきたいといふやうに考えております。

○森本委員 それから本年の郵便貯金特別会計の法律が、これは与野党とも賛成をして満場一致で大蔵委員会を通つておりますが、この四百八十億円の赤字を一応帳消しにして今後六分五厘の金利で行なう、こういうことになつておるわけでありまして、もしこれが従来のように貯金特別会計が赤字になるといふことであつた場合には、今度は逆に預金部の方から借り入れをするといふ形になると思ひます。その場合の借り入れの利息は幾らになりま

すか。

○大塚政府委員 六分三厘になつております。

○森本委員 六分五厘で貸しておいて六分三厘で借るといふことになりまして、その金利は六分三厘ですか。

○大塚政府委員 現在六分三厘でありまして、何か六分五厘に來年度から上げたといふことを大蔵省側が考えておるやうでございまして。

○森本委員 だからそれがどうなるかといふことです。私の聞いておきたいのは、來年度からうちが預けるやつが六分五厘になるわけでしょう。今度は今までの無利子と違つて、向こうから借り入れた場合は正式に借金になつて、それに利子をつけて向こうに払わなければならぬ、こういうことであつて、その金の金利は向こうはどの程度考えておるか。向こうに六分五厘で貸して、向こうから借るときは六分くらいで借るといふなら、それは話は大体わかりますが、どうですか、その辺は……

○大塚政府委員 今の郵政事業特別会計でも、保険の金を借りておりますが、今は六分三厘でございまして。ただ先ほど申し上げましたように、來年度から六分五厘にしたいといふ計画といふか希望があるやうでございまして、そのやうな可能性があると思つておられます。

○森本委員 それなら、まず今年度の郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れた金額、これは二百十億だったと思ひますが、正確には幾らだったですか。

○大塚政府委員 二百十一億でございまして。

○森本委員 そこで、これはやっぱり

根本的な問題になつてくると思ひますが、金利政策そのものもありますけれども、この郵便貯金法の改正を行なつて、金利を引き下げると同時に、郵便貯金特別会計法の改正を行なつて、郵便貯金が今後完全に独立採算をとつていくといふ建前になつていくわけでありまして。そうなつて参りますと、今度の郵便貯金特別会計が、完全な独立採算のもとに運営ができるかどうか、こういう問題になると思つておられます。その点で、かりに二百十一億といふことになりまして、その二百十一億の内訳は、預託利子が幾らで、その分が幾らですか。大体収入といふのは、預託利子と、それからいつも問題になります、例の貯金の十年間の没収、これしかりないわけですが、その内訳はどうなつておられますか。

○大塚政府委員 ただいま申し上げましたのは、郵貯特別会計から郵政事業特別会計へ繰り入れた事務費を二百十一億と申し上げたのですが、御質問の趣旨は、資金運用部資金特別会計から郵政省がもらつておる収入といふか、繰り入れの意味でございまして、うか。——そうしますと、ちよつと違ひます。

○森本委員 予算面では、郵便貯金特別会計では全部収入、支出になつておるけれども、郵便貯金特別会計としておるの金利と、それから実際問題として、今度のこの貯金については手数料がありまけんから、貯金の没収のもの、この二つしかないでしよう。その純収入の内訳がどうなつておるか、こういうことです。

○大塚政府委員 郵便貯金特別会計の

収入としましては、おっしゃるやうに、利子収入と雑収入しかないわけであつて、そのうち、これは三十六年度の予算でございまして、利子収入が七百六十二億でございまして、雑収入が四億七千八百万円、合せて七百六十七億といふのが収入のすべてでございまして。

○森本委員 そうなると、この七百六十二億といふのは預託金の全部の金利であつて、結局これから一般の貯金の利子その他が出ていって、残りが郵政事業特別会計にいく、こういう形になるわけでしょう。予算をこまかくこつてやつておつても話にならぬわけですが、結局郵政事業特別会計に繰り入れられる金が二百十一億ですか、その程度残るといふ形になりますね。あとの利子その他を払つておつたら、今の収入からかれこれ引いて、そういう数字になるわけでしょう。どうですか。

○大塚政府委員 ただいま申し上げましたのは、三十六年度の予算でございまして、先ほど二百十一億と申し上げましたのは、三十五年度の事務費でございまして、三十六年度では、その二百十一億が二百二十億になります。従ひまして、結局その七百六十七億の中から二百二十億を引いた残りが、利子として預金者に払う金、こういうことになつておるわけでありまして。

○森本委員 だから貯金の特別会計のあり方が、入つてくるものを全部収入として、出るものを全部支出としておるわけですね。ただしその中の、結局郵政事業特別会計に繰り入れる金が、純然たる貯金事業の運営費、こういうことになつておるわけですね。現実の問題としては、結局その運営費が足らぬといふ

ますけれども、その他の銀行との関連

りますか、大体。
○大塚政府委員 大体七十五億くらい

増をふやしてほしい、こういう数字で

こしらえてもらったところで何にもな

人にあんまり逆らうのは損だからとい

うことで賛成するならば別として、現業をあずかる地方長官としてはおそらくこの貯金制度に賛成の意を表するといふ局長はあんまりないのじゃないか、こう思うわけです。それはあなたがでる自信がある、こういうことでございまして、それはけっこうございまして、もし自信があるということであるとするならば、来年の予算編成のときにそれまでの決算をずっと見てみるとよくわかりますから、私はそのときに譲りますけれども、この定期郵便貯金ほど不評判なものはおそらくあるまいと思う。今までの郵便貯金の中でこれが一番評判が悪い貯金になるのじゃないかと思うわけでありまして、その場合、ちょっとむだになつてはいかぬので聞いておきたいと思ひますが、この定期郵便貯金というのは通帳になりますか。証書になりますか。

○大塚政府委員 私どもは百円から五万円までの八種類くらいの証書にしたといふふうな考へております。

○森本委員 これはもし証書にするとするならば、あんまり先を見越してたくさん印刷しておいたら非常に損をすると思うので、これは通帳式のやつなら別として、一つその辺も老練心ながらあえて——これは来年の予算のときにお目にかかれればよくわかりますが、そういう点であまり印刷をやつて、それでしもうたといふことのないようにお願ひしたい、おそらく局長もこれは自信がないと思う。そこにおられる課長さんあたりも、これは現場へ持つていって評判がいいという自信は絶対にないと思う。しかし金利を引き下げたこともあるし、何か新しいことを考へなければ非常に問題があるといふこ

とでやつたのじゃないか、こう思うわけでありまして。

その問題はあえてこれ以上追及しませんが、積立貯金については、今度は逆に、一年の積立貯金というものをやうでもらいた、こういう要望が非常に強いわけですね。しかしこれが預金コストの関係でできないといふふうな今まで言われておるわけでありまして、現場としては定期郵便貯金の一年を作つてもうよりかは、積立貯金の一年を作つてもうた方がずっとやりやすい。また一般の国民大衆の中にも一年の積立貯金を望むという声が多に多いわけでありまして、そういう点で一年の積立貯金のコストが非常に高くなるという点についてちょっと具体的に説明をお願いしたいと思ひます。

○大塚政府委員 おっしゃられますように一年制の積立貯金を作つてくれといふ要望は前からございまして。しかしこれをやりますと、今の二年制の積立貯金がその方へ移る傾向が強くなると思ひますが、その場合にきわめて簡単に計算をいたしますと、百億の積立貯金をとりまします場合に、二年制でございまして一ぺん募集すれば二年間続くわけでございますが、一年制でございまして、一年たつたらまたその百億を募集しなければならぬ、こういうことになりまして、きわめて簡単な計算をいたしますと二年の場合に倍の人数がかかるというふうなことになるので、実は私も定員の面その他から考へまして作り得ないという状況にあるわけでございます。

高いという説明はあんまり大ざっぱ過ぎて、實際問題として現場における積立貯金の募集その他の状況を見た場合、一年制の積立を作つてそれほどのコスト高になるということが、私にとつては非常に不思議にたえないわけでありまして、この積立貯金の現在のコスト、そしてこれが一年制にしたらどの程度のコストになるかという点についての説明をお願いしたいと思ひます。あなただけの今言ふような、一年制の積立だから二年になれば倍になるという説明ならそれはだれでもするわけだけれども、事実はあなたがちそうではないわけだ。これはあなたがち御承知の通り、そういうものを具体的に、いわゆる一年制と現在の二年、三年というもののコストを、どういふふうに通つてくるか一ぺん明らかにしてもらいたいといふ声は非常に強いのです。望んでおりもせぬ一年定期を作つておいて、望んでおる一年積立を作つてくれぬというこ

うなことを申し上げました。必ずしもその通りにはならぬかと思ひますが、やはり大体それに近い手数の増になると思ひます。これは、よく積算をいたしまして後ほど御説明申し上げたいと思ひます。

○森本委員 だから私がきくの、こういう問題もちゃんと説明ができるように、十分に課長連中と打ち合わせをしていふことを頼んであつたわけでありまして、それは膨大な規模でありするから、今直ちにどういふことと云つても無理な点もありましよう。しかし私が言つた点は、やはりこういうわけであつたから、こつちの一年の積立貯金は困難であるといふことを解明をしてやらないと、非常に第一線の従業員の士気に影響する。これはあなたがち第一線の従業員の意向を聞いてらるゝわかるように、一年制の積立貯金をこしらへてもらいたといふ要望は前から圧倒的に強い。しかしこれはコストが高くなるから、採算がとれないからだめだといふことで今日まで押えてきておるわけだ。そこへ持ってきて、あまり評判のよくない一年定期貯金なんかをやつたものだから、よけいに貯金局は何をやつておるのだらう、あれは机の上で大学出が計算しておるだけだらう、こういう極端な批評まで出てくる。しかもそれが一般の第一線の従業員でなしに、現場の中堅の課長クラスがら出ておるわけだ。中堅の現場の課長クラスといふのは大体五十程度であつて、この事業を二十年も三十年もやつたなかのベテランですよ。そういう諸君からそういう声が非常に出ておる。今回のこの

法案についても、できればあらかじめ郵政局長會議あたりでそういう意見も聞いてもらいた、こういう要望も非常に強いわけでありまして。直接現場の従業員の意向を聞くなんといふことは不可能でありましよう。けれども、やはり官には官としての一つの道があるわけでありまして。だからこういう郵便貯金についても、確かに大蔵省との折衝その他についての政治力は要るけれども、また現実に第一線に働いてる従業員がいかんして郵便貯金の純増目標を完成しようかといふことで日夜苦心をしておるということについては、やはり大臣がいつも言うように、相手の身になつて考へてやるということが必要なのです。そういう点を十分にやるためには、やはり本省としては各郵政局長會議、郵政局長は各現業局長會議、現業局長は各課長の意見を聞く、課長は各係長の意見を聞くといふことをやつて、そういう集約をされたものを大蔵省にぶつていって政治折衝をして、そしてこゝまではできたけれども、こゝまではできない、こういうことになる、ある程度労働問題についても明るいことになつてくるのではないか。それをこゝいう問題でも、何か上の方できめちやつて、そのままだと、いふから、たまたま私みたいなものがあるからという内容がある程度わかるだけであつて、われわれみたいなものがあるから、第一線の従業員はわからぬので、そういう点、今後のこゝいうふうな点については、確かに金利を一層引き下げるとか二厘上げるとか上げぬといふことについては、これは大臣としての政治問題であるし、大蔵省との問題であります。そ

ういう問題について、われわれは希望を言うだけのことであって、従業員はそれがどうかという最終的な権限はない。しかし今言った定期郵便貯金一年をこしらえらるゝとか、積立貯金一年制がどうしてできないかという点については、やはり従業員にも納得する形のものにとらないと、非常に今後の士気にも影響する。また特にこの資金というものは、財政投融資上からいっても、今の政府としては至上命令的にこの金額が要るわけでありまゝ。そういう点にも十分一々今後は考慮を願いたい、こう思うわけでありまゝが、そういうふうな点を十分に今後はお考えを願いたい、こう思うわけでありまゝ。

まず最初に、私は条項を追って審議をしていきたいと思ひますが、第十八条の二十円の料金が今度なくなつたわけですね。これが三十四年度にはどの程度ありましたか。

○大塚政府委員 金額にして五百四万円だつたと記憶いたしております。

○森本委員 この「通帳一冊又は貯金証書一枚につき」この貯金証書というのは、利子を支払ふ証書ですか。

○大塚政府委員 定額貯金証書であります。

○森本委員 そうすると、利子を支払ふ証書は何と言ひますか。

○大塚政府委員 おっしゃられますのは、おそらく全払いのときの払い戻し証書というのだと思ひます。

○森本委員 全払いのときのあとからくる利子だけを支払ふた分の証書ですね。あれはこの証書には入らぬのですか。

○大塚政府委員 それも入つております。

○森本委員 そうするとこれは一般の国民によく知らしておいてやらなければいかぬと思うのですが、あの郵便貯金の利子を貯金局から貯金証書として送ってくる場合、あの証書がなくなつた場合には、再交付ができるわけですね。

○大塚政府委員 先ほどは間違ひいたしました。払い戻し証書は十八条の「貯金証書一枚につき」の中に入つておりません。

○森本委員 それならあれは失つたときに払い戻す方法はないのですか。

○大塚政府委員 それは三十九条の方の「払戻し証書の再交付」というところがございまして、そこにやはり規定してございまして、これも二十円と定めてございまして、今度はやめるわけでありまゝ。

○森本委員 この場合、いわゆる第三十九条の払い戻しの証書ですが、この証書を郵便物で送る場合は、普通郵便で送つておりますか、書留ですか。

○大塚政府委員 金額一万円以上は書留で、それ以下は普通で送つております。

○森本委員 あの場合、一万円以下の普通郵便を送つておられるわけですが、大塚郵便貯金で一万円以上の利子はあまりないので、多くて五千円か三千円です。それから、そういう場合普通郵便で送つてだれかが間違つてとつて、あの証書はだれでもとれるわけですか。記名でありますから、たとえば森本靖と書つてきた場合、森本という三文判をつければどこの郵便局へ持つていってものとれる。その場合、普通郵便で間違ひがあつた場合には、一体だれの責任になりますか。

○大塚政府委員 それは郵便局におきまして成規の手続を経て払い戻した場合においては、正当な払い戻しとみなすということでは免責をされるわけですが、郵便局側に手落ちがあつたという場合には、郵便局で責任を負うということになっております。

○森本委員 成規のものであるということを確認するにはどういうことをしますか。確認の方法がないのですか。

○大塚政府委員 大体預金者はその付近の方でございまして、持つてきた人によつて認定をするということになりますから、その本人かどうかでございまして、本人がどうも怪しいなと認めた場合には払い戻すということとでございまして。

○森本委員 僕はこの問題は前から一つ郵政省に忠告しておこうと思つておつたのです。それはあの全払いの証書は、ただ氏名を森本靖なら森本靖、秋田大助なら秋田大助と書いてあるだけなんです。これはどこの郵便局に持つていったつて引けるわけだ。そうしてこの本人を確認するという方法がない。貯金通帳なら、お前それと一緒に配給通帳が何かついてこい、今まで言つておつたけれども、あの郵便貯金の利子の支払いについては、そういうような確認の方法をやつておらぬわけですか。やつていないでしよう。いつも私が心配になるのは、大体三千円見当から千円の間の利子が非常に多いのです。それからまた六百円、七百元というふうな利子も多いのですが、そういうふうな利子でも、やはりあれは郵政省でやれば書留で無料の通信事務でい

くわけですから、あれは全部書留でやつたらどうですか。貯金の利子の証書を送る場合、私は前からあれを不思議に思つておるのですが、あの証書はだれでもとつて引きに行けるのです。

○大塚政府委員 まことにございともな御意見でございまして、私ども十分研究をいたしたいと思ひます。

○森本委員 十分研究しなくても、局長はよく知つておるはずで、だれでも引けるようなことになつておつて、あんなに引けるのです。小為替なら小為替でまの番号があるわけだけれども、それはそのままで金と同じ性質のものであります。これが百円か二百円のものなら別として、このごろは千円から三千円くらいの間の金利が多いのです。だからそういう点を十分に考へて、この点については十分研究でなしに、そういう不備な点がたくさんありますから、その点を一つやつてもらいたい。それからこれはやはり何と申しても、こういう例が非常に多いのです。郵便貯金通帳の全払いを受けた、ところが何カ月たつても利子がちつともこない。どういうわけだろうということ、貯金局に問い合わせると、貯金局の方ではすでに発送した。ところが案外それを子供が引いておつたり女房が引いておつたりして家庭げんかになつたというふうなこともちよいちよいあるわけなんです。そういう点でこれは通帳のようにならなければつきり確認ができるような方法を、ちよいどこれはこの条項が改正する項でありますから、一つぜひ検討し研究してもらいたい、こう思つております。

○山手委員 長 この際、本会議終了後まで休憩をいたします。

午後二時二十一分休憩

午後三時三十八分開議

○山手委員 長 これより再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。森本靖君。

○森本委員 先ほどの質問に引き続き、今回の改正の主要点になつております。次の第二十条であります。第二十条は、利子記入は今日まで貯金支局でやつておつたものを、郵便局の窓口でできるというふうに改正するわけでありまゝが、これは具体的にどういうふうな手続がなるわけですか。

○大塚政府委員 従来は利子記入の請求がありまゝと、その通帳を郵便局で受け取りまして、それを原簿所管庁に送つて、原簿所管庁で利子の計算をしたものを記入し、そして預入者に戻すという手続をとつておりました。やつを、今回からはそれを希望する方はそれでよいとしますが、通帳を手元から放すことが困るという方につきましまして、その請求がございましては郵便局において大体それを受け付けまして、原簿所管庁に利子の問い合わせをいたしまして、その通知が郵便局にきまして、預入者が通帳を預け払い等のときに持つてきたついでに、その通帳に記入する、こういうやり方とれるというふうにしたというものでございまして。

○森本委員 これは非常にめんどくさい事務手続になると思うのですが、その辺は考慮してみたことがあります

か。

第一類第十一号 通信委員会議録第十五号 昭和三十六年三月二十四日

一一

○大塚政府委員 事務におきましては、結局郵便局の手数は多少ふえるという事になります。他方原簿所管庁の手数は減るということで両方合わせますと、全体は少し減るというふうに私どもは計算をいたしておるわけでございます。

○森本委員 原簿所管庁がそれで事務量が減るというのはどういう意味ですか。

○大塚政府委員 原簿所管庁におきましては通帳が参りますと、その通帳を受け入れる手続をいたしまして、そしてまた記入したその通帳に計算ができまして、その通帳に記入の仕事をいたしましてそれを郵便によってまた送るというふうな手続を要するわけでございますが、それが今回の改正によりまして通帳が参りませんから、郵便局から利子記入の実施を通知しておるし、郵便がきますと計算をしてそれを書いて直ちに郵便局へ送ればよいということになりますので、その通帳を一々受け入れるとか発送という手数はとらなくていい、まあ郵便は出しますけれども、それだけ手数が簡略化されるということになるわけでございます。

○森本委員 それは通帳に記入することとが省けるだけのことであって、実際の手間と手数というものは同じようにかかるでしょう。

○大塚政府委員 その記入する事務が減りますから通帳でございますと、やっぱ封筒に入れますし書留なら書留で発送しなければならぬという手数が要りますが、郵便局にただ利子額を知らせるということならば通信事務のはがきみたいなものだけで簡単に知らせ得るというふうなこともござい

ます。

○森本委員 それとこの第二十条に基づいて「貯金原簿所管庁又は郵便局は、通常郵便貯金の」云々とするわけですが、元金に利子を記入した場合はその通帳を第二十一条の確認事項と同じように取り扱うわけですか。

○大塚政府委員 確認の場合とはやはり同じ取り扱いはいたしません。

○森本委員 しかしその利子を記入するという事になってくると、利子の記入は何月何日までの利子が何ぼと、こういうふうに入するわけでしょう。

○大塚政府委員 さようでございませう。

○森本委員 そうすると何月何日までの利子が何ぼというふうにした場合には、それまでの何月何日までの通帳面にあることはすなわち確認をされたことと同一になるのではないですか。

○大塚政府委員 大体同じようなことでございますけれども、現在の利子の記入は通帳と原簿とを正確に突き合わせる、そして、そして利子及び現在額を確かめて利子の計算をして記入するということではございませんで、原簿だけによりまして利子を計算をして、そして通帳に記入するという事で原簿と通帳と厳格に突き合わせるということまでいたしておりませんので、やっぱ現在高の確認よりもっと粗雑といえますか、それまでの効果は認めていないわけでありませう。

○森本委員 それはたとえば三月二十四日でしたら三月二十四日までの利子は何ぼということと通知するということになって、そのように通帳に記入をすれば、それまでの郵便貯金通

帳の預金高から引いてなかった金額は確認をせられた金額と認めていいでしょうが。

○大塚政府委員 ちょっと先ほどの私の説明が少し足りなかったかと思いますが、利子を記入しますのは、通常貯金につきましては三月三十一日、年度末現在の利子を計算をしまして、それを元金に加える、こういうことでございまして、三月二十四日なら三月二十四日現在の利子を計算して記入するというわけではございません。

○森本委員 三月二十日までのものという事になると、そうすると、これを今かりに二月なら二月に利子の記入請求した場合に、その通帳の利子はど

うなるわけですか。昨年の三月の末までの貯金利子を記入する、こういうことになるわけですか。

○大塚政府委員 前年の三月三十一日までの利子を記入するという事でございませう。

○森本委員 そうすると、これは利子を記入して気休めになるというだけのことですか。これはえらい親切なようなことを説明には書いてあるけれども、ほかに一つも効果はないでしよう。実際問題として、利子をここへ記入しておろうかあるまいが、原簿所管庁において利子がある限りにおいて、それは複利計算で勘定されていくということになるわけですがね。そうすると、この利子の記入というやつは単に気休めですか、これだけあるという……。

○大塚政府委員 まあ、極端に申しまして、そういうことになるかと思うのでありますが、やはり通帳に金額が記入されますから、その限度においては

その預入した郵便局で払い戻しができると。記入しないといふ戻しができないというふうな効果はあるわけでございます。

○森本委員 そうすると、この利子の記入というものは、全然第二十一条の確認事項とは違ふ、こういうことであると思いますが、ここまで便宜をはかつてやるとするならば、第二十一条のいわゆる貯金の現在高を確認するということを、第二十条と同じような格好にやることをなぜやらないのか。こんな気休めの利子を記入してもらうということよりかはこの第二十一条の確認をしてもらうことが、一番国民としては望ましいことであって、その第二十一条によるところの確認をするためには通帳が一週間もかかる、遠いところの通帳であれば十日もかかる、十日間の間は郵便貯金も一切引けない、こういうことが今非常に不便だということになるわけですね。それはこのごろは三十万円ですから、かなりの貯金利子があるにしろ、そのことよりも、気休めの利子を記入してもらうということよりも第二十一条による確認事項を、自分で通帳を持っておってそれで郵便局から通知があつて、その利子の記入がそういう形でできるとするならば、この確認事項の問題についてもでき得ると思ふのですよ。どうですか、その点は。

○大塚政府委員 現在高の確認は、結局通帳に記入されております貯金の額が原簿と合つておるかどうかということをはつきり確認いたします関係上、やはり原簿と通帳を突き合わせてみないと確認ができないということになるわけでございます。結局貯金のほんとうの現在高の第一の証拠は原簿でありま

して、通帳は多少改ざんとかあるいは何かということも考えられる。従つて、通帳に記入されておるのはたして正確かどうかというやつをやはり一応原簿と突き合わせてみないとはいけません。

○森本委員 原簿と突き合わせなければならぬと言いますけれども、たとえば三月二十日なら三月二十日の貯金原簿の現在高は何ぼという確認はできると思ふのですよ。それで降引いておればこれはその確認にあらぬけれども、それで降引いていなかったら、それは一つの確認として、この第二十一条による確認事項として他局においても取り扱うことができるのじゃないか、こう思ふのですかね。

○大塚政府委員 結局、最後の残高が幾らかということだけならばそういうやり方ではあると思いますが、通帳の個々の預け入れあるいは払い戻しについて一々を原簿と対照いたしましたして、誤りないかどうかということを確認いたしますので、やはり通帳を原簿所管庁に引き上げないとやれないということになるわけでございます。

○森本委員 そういうことになりましたとこれは不可能であります、この確認のやり方については何らかのものとして簡易な方法はないものか。実際に確認をやるに於いて、一週間も十日も自分の手元から通帳が離れていくということとは非常に不便な今の確認のやり方でありませう、そこで聞いておきたいと思ひますけれども、この貯金の払い戻しについての条項は、これは一体この郵便貯金法でどの条項を適用するわけですか。

して、通帳は多少改ざんとかあるいは何かということも考えられる。従つて、通帳に記入されておるのはたして正確かどうかというやつをやはり一応原簿と突き合わせてみないとはいけません。

○森本委員 原簿と突き合わせなければならぬと言いますけれども、たとえば三月二十日なら三月二十日の貯金原簿の現在高は何ぼという確認はできると思ふのですよ。それで降引いておればこれはその確認にあらぬけれども、それで降引いていなかったら、それは一つの確認として、この第二十一条による確認事項として他局においても取り扱うことができるのじゃないか、こう思ふのですかね。

○大塚政府委員 結局、最後の残高が幾らかということだけならばそういうやり方ではあると思いますが、通帳の個々の預け入れあるいは払い戻しについて一々を原簿と対照いたしましたして、誤りないかどうかということを確認いたしますので、やはり通帳を原簿所管庁に引き上げないとやれないということになるわけでございます。

○大塚政府委員 郵便貯金の払い戻しにつきましては、三十六条、三十七条、三十八条あるいは三十九条、その辺のところが払い戻しに関する規定でございませう。

○森本委員 この三十六条、三十七条、三十八条のさらに施行規則において詳しくきめておる、こういう形になっておるわけですか。

○大塚政府委員 その手続等は規則によつてきめられておるわけでございます。

○森本委員 今、二十一条によるとこの確認をした郵便貯金通帳というものは、これは日本全国どこでも引けるわけですか。

○大塚政府委員 さようでございませう。どこでも払い戻せませう。

○森本委員 その場合はこの第二十五条の「郵政省は、預金者の真偽を調査するため必要な証明を求めることができる。」この項はいわゆる確認をされた通帳においてもこれを要求するということがございませうか。

○大塚政府委員 これは法律的にはできませんけれども、実際問題としては確認をされておりますので、その必要はないというように考えます。

○森本委員 そうすると、確認をされておらないところの郵便貯金通帳というものは、これはもう預け入れした局しか引けない、こういうことですか。

○大塚政府委員 いや、預け入れした局でなくとも一月三万円以内ならば払い戻しはできますし、また郵便局長の確認によりましてそれをこえた払い戻しもたしかできることになっておると思ひます。

○森本委員 その郵便局長の確認といふのは、金額はどの程度ですか。

○大塚政府委員 今間違えました。郵便局長の確認は今ないそうでございます。

○森本委員 そうすると、本人であるというところを確認をした場合は三万円までしか引けないということですか。

○大塚政府委員 普通の預入局以外で払い戻す場合はさようでございますが、このほか本人票という制度がございまして、本人票を持っておりますればそれ以上払い戻しができるわけでございます。

○森本委員 本人票というのは写真のついた分ですか。

○大塚政府委員 さようでございませう。

○森本委員 それからもう一つ、この定期貯金は、これは定期貯金証書を持つていた場合はどこでも払い戻しがきくわけですか。

○大塚政府委員 定期証書ならばこの郵便局でも払い戻しはできます。

○森本委員 それは間違ひございませうか。

○大塚政府委員 間違ひございませう。

○森本委員 それから第四十六条と第五十三条とそれから第五十七条というのを、これは今まで起算して二年とするというふうなのがなかったで起算という字を入れておるわけですが、これはどういう意味ですか。

○大塚政府委員 従来「預入の日から二年」というふうに書いてございまして、民法の第四百四十条の規定がございまして、これは法案のうしろの方に参考条文としてつけてございまして、期間を計算する場合に、日とか月とかによつて計算をします場合はその日は算入しないというふうな民法の第四百四十条の規定がございまして、結局その翌日から起算をするというふうな計算の仕方になります。預金者に一日ではございまして不利になりますので、預入の日から起算するのだということをはつきり書きたいということでございます。

○森本委員 これで今回新しく改正される条項についての個々の問題についての私の質問を終わりますが、最初に私が大臣に質問をいたしましたように、今回の郵便貯金の利子の引き下げというものが、今後の郵便貯金のいわば伸びに非常に影響してくるんじゃないか、特に定期貯金の移しかえというふうなものも起こってくるんじゃないかというように考えるわけでありまして、先ほどの貯金局長の答弁にありまして、一兆一千億円をそのまゝにしたように、その上においてなおかつ利子を計算をしていくという形のものではないかと狂ってくるんじゃないかというふうなことをわれわれとしては非常に心配をするわけでありませうけれども、そういう点が、今後の見直しについて、先ほど来の質疑応答でも何か確固たる将来の見通しというのか、方針というものが、とにかくやってみなければこれはわからぬということで、その意欲が、何といひますか、非常に消極的な面もあるわけでありまして、もともと

と根本的な問題は何といつてもこの制限の最高を今回上げておらぬというふうなことが重要な点であらうと考えるわけでありませう。いずれにいたしましても、この貯金の金利を引き下げるというところについては、われわれは反対をするわけでありませうので、また、特に定期郵便貯金の新しい設定というふうなものについてもほとんど見込みがないんじゃないか、われわれとしてはこういう見直しを持っておるわけでありませうが、はつきり申し上げまして、本年の一千四百五十億円という点については、これで郵政当局としては自信がもたれることになるかどうか、この点をちよつと政策的に政務次官の方から聞いておきたいと思つておるわけでございます。

○森山政府委員 最近における郵便貯金の利用の実態と国民所得の伸びの状況等にかんがみまして、総額制限の額の引き上げが望ましいことは申すまでもありませんが、税法上等の理由によりまして、このたびは実行することが困難であつたわけでございます。しかし来年度の郵便貯金の増加目標額は、現行の制限額のもとに一応策定したわけでありませうので、さしむき制限額を引き上げられなくても、できる限り努力して、来年度の目標額を達成したいというふうなことを考へておる次第でございます。

○森本委員 その努力というのはどういう努力をするわけですか。郵便貯金については、これは政務次官よく聞いてもらいたいと思つたのは、この定期貯金と積立貯金については、その努力によつて違ってくるわけですか。しかしその半分以上を占める通常貯金というものは、郵政省の努力のしようがない

のです。やる方法がないのです。これは窓口を持つてくるのを待つておらなければならぬわけだから、これはもうお客さんの心次第というところになるのであつて、なるほど定期貯金とか積立貯金というものは、郵政省のいわゆる施策、やり方、それからまた従業員の方の勤労意欲向上ということによつて非常に変つてくるというところは私も承認をいたします。しかし通常貯金、普通貯金というもののについては、これは一兆一千億のワケ内においてもかなり

の金額を占めておりますけれども、こういう点については、郵政省側としては、安全であるし、国家がやっておるから確実である、便利である、こういうことを宣伝する以外にやる方法がないのです。努力するといつても、あ

とは向こうさんまかせで、そのときの経済状態に待つてよりほかはない。そういう点を考えた場合には、今回の金利を引き下げるといふことについては、われわれとしては、今後そういう資金を蓄積するといふ点においても非常に問題がありはしないか、こういうふうなことを考へておるわけでありませうが、郵政省としては積極的に努力するということが、よくわかるけれども、この普通の通常貯金等の増加目標については一具体的にどういふ努力をせられるのか、こういうことでもあります。

○森山政府委員 大へん御心配いたしてありますが、さしむき現段階におきましては、ただいま森本先生おっしゃられましたような点について周知宣伝相努めまして、目標額に到達したいと考へておる次第でございます。

○森本委員 それは周知宣伝をしなく

ても、実際の問題としては国の預金である、これは安全である、宣伝はこの方法しかないわけです。これは宣伝せぬでも、郵便貯金は国の貯金であるというところでわり切ったことではありませんので、実際問題としては、やはり最高制限額を引き上げぬ限りにおいては、通常貯金の増加ということについては、いかに努力してもなかなかむずかしいというところはわり切った理屈であります。しかし私は、定額貯金あるいは積立貯金、その問題については、これは努力いかにかわるかなりな要素が入ってくるということとはつきり認めます。これは従業員の勤労意欲と郵政省の施策よろしきを得て、その募集方法がよろしきを得さえすれば、かなりよくなってくる。しかし通常貯金については、もはや郵便局として郵政省としての責任以上のことをやり得ることがないのである。これをこれ以上やるということであるとすれば、一般の銀行、普通預金よりも若干金利がよろしい、それからまた安全であるということ、有利であるということがまずこの貯金の一番の宣伝の目標になるわけであります。そういう点を十分に考えると同時に、やはりこの三十万円ということではもはやむずかしい。やはり五十万円程度に引き上げなければ、通常貯金については問題がむずかしい。この二点にしろられると思うわけであります。そういう点を十分に考えていただきたいと思うわけでありますが、ついでありますので、ちょっと局長に聞いておきたいと思ひますけれども、本年のこういう郵便貯金関係の奨励施策というものは、昨年と本年と比べてどの程度になつて

おりますか。

○大塚政府委員 予算的に申し上げますと、周知奨励費関係で昨年より二十五万円くらいふやしております。そしてやりやすき施策といたしましては、通常貯金につきましては、第一に恩給の振替預入という点をもう少し積極的に勧めたい。これは恩給の支払いが大体一千億余りございますが、そのうち現在郵便局で振替預入をしております額が大体五十六、七%でございます。これを七、八十%までは振替預入をやるといふことになりまして、大体そのうち従来の例から見まして一七%くらいの歩どまりがございまして、通常貯金としての奨励増強策として、その恩給の振替預入というものをさらに積極的に勧めるといふようなことと、あるいは地域的な団体貯金の制度をもっと積極的に作っていききたいというような点に通常貯金としては重点を置いていきたい。それから定額貯金につきましては、年度の十年保証というようなことを宣伝いたしまして、今後においても安全であるという点を強調していくし、積立貯金につきましては、いわゆるこのごろのはやりであります目的貯金等をさらに積極的に勧めるといふような施策を講じて参りたいと考えております。

○森本委員 これはよほど新しい奨励策というものを慎重にやっていたかいない、郵便貯金が途中で減少を来たと、相当あわてるといふ形になつてくるのじゃないか、こう思うわけでありまして、そういう点から今その奨励施策というものを聞いておきたいと思いますが、もう一つ聞いておきたいことは、現在の簡易郵便局が郵便貯金を取

り扱っておりますかどうか。

○大塚政府委員 取り扱っております。

○森本委員 簡易郵便局の中で、農業協同組合がこれを受託してやっておるところはどの程度ありますか。わからなければいいです。

○大塚政府委員 今ちょっとわかりかねます。

○森本委員 この簡易郵便局に対しては貯金の純増目標というものを示しておりますか。

○大塚政府委員 示しております。

○森本委員 それは郵政当局から直接示しておらなくとも、その当該集配局からそれぞれの関係の簡易郵便局、無集配郵便局に対してはある程度の純増目標というものを示しておるといふうに私は聞いておりますが、どうですか。

○大塚政府委員 それは、あるいはその当該集配局長との個人的な関係やなんかで依頼をしておるといふ点はあるかもしれませんが、おっしゃられますように郵政局としての目標の割当とかを示すといふことはいたしてないと思ひます。

○森本委員 簡易郵便局に対する手数料の引き上げが問題になつておるわけでありまして、われわれもこの手数料を引き上げるといふそのことについては賛成をいたしておりますけれども、先ほどの郵便貯金特別会計の赤字の問題からいまして、あらゆる面から郵便貯金事業についても合理的な運営を考えていなければならぬと思うわけでありまして、この簡易郵便局に対するところの手数料の場合、貯金の基本料金というものはどの程度になつて

いますか。

○大塚政府委員 ちよつとわかりかねます。

○森本委員 その金額がわからなければけつこうであります。私が特にこれを聞くのは、農協は農協で大いに農協貯金の奨励をやつておるわけでありまして、それで至るところで農協の貯金と郵便貯金とが競合しておるわけでありまして、御承知の通り今日簡易生命保険と民間生命保険が山間地帯において競合しておる。ところがこの簡易郵便局というものは、その競合しておるところの農協が郵便貯金を引き受けてやっておるわけですから郵便貯金をするくらゐなら農協にせいといふことをその簡易郵便局の者が宣伝するのは当然なのです。ところがそれに対しての基本的貯金手数料というものは、今の委託契約において出さなければならぬ。その上何件について何ぼといふものを出しておるのだけれども、そんなことならば、いふそのこと、農協をやつておるところの簡易郵便局に委託をする場合は、郵便と収入印紙、切手の売りさばき、あるいはその他のものをやつて、貯金関係は除くといふようなこともやり得ると思う。そういうふうなこまかい問題についても相当考えていかなければ話にならぬのじゃないかといふふうに考えますし、またこの間も私が言つておりますように、山間部で局長の月給が約四万円近い。従業員が二人おつて、二人の月給を合せて大体四万円越す。そこで貯金、為替口数が日報面日に四件か五件、場合によつたら郵便貯金が一つもないので定員が減るといふことで、自分で通帳を十ばかりこしらえて出したり入

れたりしてやる。そういうことも仕方がないからやはり郵便局としてやつていかなければならぬ。ところがそれでも貯金会計から金がかかり出ている。こういう面の合理的な運営をかなり考えていかなければ、貯金の特別会計の赤字というものが非常に累積をされて困つてくるのじゃないか。むろん預託利子の引き上げという点についても考えていかなければならぬと思ひますけれども、そういう点についても十分こまかく気を配つて御考慮を願ひたいといふことを私は特に要望しておくと同時に、いづれにいたしましても、この金利の引き下げの法案についてはわれわれは反対であります。しかし与党が多数である限りは、反対は反対でも通ると思ひます。通つたらこの法律が施行される、こういうことになりまして、施行された以上は、どうこう言つたところでこれは法律になるのでありますから仕方がないが、その範囲内において、できる限り貯金が減少しないように、やはり貯金の目標額が達成されるように、そして財政投融資の至上命令としての預金高をふやしていくようにしなければならぬわけでありまして、そうなつて参りますと、その面におけるところの施策、それから奨励関係、こういう点が非常に重要になつてくるわけでありまして、そういう点については、先ほどから貯金当局の答弁を聞いておりますと、半分自信があつて半分自信がないような――まあ確かにそうだろうと思ひます。今度の措置は非常に危惧を感じるわけでありまして、それが即二十六万人の従業員に反映をしてどうだろうかという心配が非常にあるわけでありまして、この法

律がかりにこういう形において施行されるという事になりますと、この法律の施行の際には、各従業員に十分に徹底をさせて、そしてこれが万遺憾なきを期するためには、先ほど私が言いましたように、すべからずこの徹底をするために、郵政局長会議、あるいはまた貯金部長会議、さらに現業局長会議、さらに現業局の局長のもとに課長会議、係長会議というように、本国会における論争というより、面もかなり末端まで徹底をさせてもらいたい。そのことによって、従事しておる者の勤労意欲も出てくるし、もうちょっとしんぼうすれば最高額も上がってくるのじゃないか、金利の点についてもある程度考えられるのじゃないか、預託の金利の点についても一生懸命がんばればほとんど黒字になるという見通しがあるのじゃないか、こういうようなことを一つ十分に徹底をされて、その施策に万遺憾なきを期すると同時に、政務次官としても、この最高額の引き上げまたは通常貯金の奨励策その他については、一つ十分に関心を払って、もたつて、そういうふうな方向の努力をしていただきたいということを最後に要望しておきまして、もう時間になりましたので、私の質問はこれで終わります。

○山手委員長 片島港君。

○片島委員 貯金の利子は預け入れの月から利子をつける。しかし十六日以後に預け入れられた場合には利子はつけないという事になっておりますが、預け入れと払い出しの状況が月初め、月中、月の終わりのごろ——まあ上旬、中旬、下旬でもいいのですが、全然波がなくて並行しておるものなら、十六日

以降のやつはつけない、十五日まではつけるという事に非常に意義があると思う。預け入れ、払い戻しについて、一月の間に月初めとか月終わりで波はないものでしょうか、どういう状態になっておるか、お調べになったことがありますか。

○大塚政府委員 これは実はそこまで調べてございせんが、十五日前後のものになりますと、月末、月初め近くのものにおいては、その点を考慮してやはり十五日のやつが多いとか十六日が多いとかいうことはあるうと思ひます。正確には実はまだ調査したものがございせん。

○片島委員 郵便貯金もだいぶ長い歴史ですが、大体月末あたりの決算のときなんかによく払い出しがある。その月は利息がつかないという事にもなりますので、少なくとも法律で利子のつけ方がきまつておる以上は、やはりその一月間における波というものは御調査になった方がいいのじゃないかと思ひるので、一回御調査を願ひたい。それからその月預けのその月払い戻し、たとえば一日に預けて三十一日に引き出した場合には利息がつかいせん。その月その月ではありますが……私なんかもよくその手をやるのですが、今あるから預けておいて、十日なり二十日してその月のうちにまた受け取る。こういうのは全国に相当あると思うが、この金は資金運用部に行つて運用されているわけだ。何年間でもその月預けの月払い出しという金が相当の金額でずっと続いていると私は思ひます。それが、それはどのくらい続いておりますか。これは利息を払わないでただとっているのでしょうか。一日に預けて

三十一日に引き出す、十日に預けて二十一日に引き出す、これは利息はつけないのです。これは月から見ればなるほどその月ですが、違う人間がみんなそれをやっておりまして、相当な金額をずっとただで運用しているわけですが、それはどのくらいの金額になりますか。それを知らぬという事は大へんですよ。

○大塚政府委員 そういう場合も確かにあるわけはございせんが、実際問題として、幾らか預金が続いておりまして、その月に入れたものをその月に下げるのではなくて、その前からある預金を下げるときは下げるという形になっておるのじゃないかと思ひます。その月に入れたその月に下げる場合には、預入及び払い戻しの手数だけ、その十五日や二十日の利息というものは、われわれの方としてはむしろ赤字が出るというふうな計算になるかと思ひます。実は正確にそこまで調べた計算をしたことはございせんが……

○片島委員 そうおっしゃいますけれども、別にあなた方は定員をふやしたり予算をふやしてやっておるのじゃない、ついでにやっておるのですから……。ほかの利息のつく長いやつと一緒に同じ人間がついでにやつて、それが相当な金額になっておると思う。その月に預けてその月に出しておるのがずっと毎月続いているのですが、その金額はわかりませんか。

○大塚政府委員 ちょっとわかりかねます。

○片島委員 何を聞いてもわからないのじゃ、しょうがないのですが、それは一回調べて下さい。それはずっと続

いておるのとは相当な金額だと思ひます。ぜひ近い機会に御調査をお願いいたします。

それから、新しい制度を今度作られるわけですが、それに対して職員を定員を増員せられるのであります。

○大塚政府委員 新しい今度の制度と申しますと、一年制の定期貯金を作るということでございますが、これは先ほどから御説明申し上げましたように、一年制の定期貯金のみとしては、どれだけ集めるかというふうなことは、少し目標を作りまして、定額貯金と込みにして、利下げによつて定額貯金が減る分をそれによつてカバーをするというふうな考え方をしておりまして、結局減つた定期貯金の分の手数がその一年定期に振りかわるというだけで、新しく手数料としてはふえないというふうに私も考えております。

○片島委員 そうすると、今の定員でとれるだけとればいい、いろいろなものをやつてみて合計してみてもそれだけとればいい、こういうことなんですか。

○大塚政府委員 内訳はいろいろ作っておりますが、定額貯金と一年制定期貯金につきましては、大体そういうふうな考え方でおります。

○片島委員 郵便物数などがふえました場合には、その物数に応じて定員の増があるわけですが、貯金事業では非常勤というものはどれだけ使っておられますか。

○大塚政府委員 賃金を一年間の定員に換算いたしますと、大体三十五年間で五百人弱でございますが、それを使っております。

○片島委員 その非常勤要員は、一般の非常勤定員繰り入れによつて何名くらい解消したのでありますか。

○大塚政府委員 貯金事業にはそういう長期の非常勤というものはございせんので、大体臨時的な非常勤を使っておりますので、組みかえの分は貯金にはございせん。

○片島委員 大体定員の増減がほとんどないようですが、ずっと年間同じ程度で、先ほど森本委員からの質問で答弁がありました、大体同じ程度毎年貯金ではとつていけばよろしい、こういうお考えですか。

○大塚政府委員 増加額としては毎年ふえておりますが、そのうちでふえる部分は、利息としてふえる部分が相当な額になりまして、いわゆる純増と申しますか、これについてはあまりふえておりません。しかし純増を同じに保ちますためには、結局現在高が多くなるに従つて払い戻しも多くなりますので、払い戻しが多くなる分だけやはり純増は上げられないというふうになりますので、やはり募集としてはよいしななければならぬということになります。

○片島委員 大体零細な大衆の預金ですから限度がありますから、その奨励をしても無制限に毎年同じずつふえていくわけじゃないが、貯金額がふえてくると、今おっしゃいましたように非常勤苦勞が要る。新しく払い戻しもふえれば、それも同時にカバーしていかねばならぬ。さらにふえていくから、毎年々々プラスですから、それ以上の努力をしなければとれていかな

い。そういうことになると、非常に従

業員の負担というものは重くなつてくると思うのです。貯金事業というのはいつごろ定員をきめられて、それからもうそのままでするか、何かのとき思いついて定員を増員されるようなことがあったのですか。またあるのですか。

○大塚政府委員 二十九年に定員がきまりましてから、昨年、貯金事業としては増員はございません。しかし貯金と一緒にやっております為替貯金事業全体としますと、国民年金の支払とかなんかというようなことで、三十五年度が四十五名、来年度は二百二十名余りふえるわけでございます。

○片島委員 それは郵便貯金事業ではなくてほかの事業ですね。今郵便貯金の話をしているわけですね。郵便貯金以外のことでふえた分は、あなたの方は直接あれじゃないから自慢にならぬです。これは当然仕事があるわけですから……。そればかりでなく、私ずつと正月の休みに各地を回って見たのですが、農村においては、国民年金制度ができるので、簡易保険の募集が非常にうまくいかない。年度末までにはとても目標達成はできない。私が行ったところは、大体一割から二割くらいしか目標をやっていない。これは定額の郵便貯金についても同じじゃないかと思う。簡易保険とか郵便貯金というのは義務制でありませんか、何百円といつてまとまってきた金額を国民年金で拠出するということになる、全国民です。定額の郵便貯金の方は相当影響してくると思うのです。それはどの程度影響するか研究してみられたことがございますか。

○大塚政府委員 国民年金につきましても、それに必要な定員及び経費を、厚生省といひますか、一般会計から繰り入れておりますので、国民年金の増加による郵便貯金への影響という面は、人員の面からはないと思います。ただ、掛金を国民がかけます場合に、貯金すべき金が掛金に回りはせぬかというふうな影響というところになります。あるいは多少あるかと思ひます。またそれを正確に計算をいたしたことはございません。

○片島委員 多少でなくて、ふところはみな同じところですから、特に農村地帯においてはそう所得がふえておるわけでもありませんので、新しくあつた大きな制度ができる場合、一人残らず義務制で入れられるという場合には、これは簡易保険でも定額の郵便貯金でも、それが相当大きな影響を与えたいというところは当然なんです。それに就いては全然御考慮されないでからに目標をきめるというところは、これは非常に甘い目標の策定だと思ふのです。その点どうですか。

○大塚政府委員 国民年金の掛金も、ほんとうに薄収入者階級にとりましては、そうたやすい額ではないというふうには考えますが、何といつても一人百円とか百五十円という額でございまして、またそれが必ずしも、郵便貯金に回るべき金にそつち全部回るといふわけではございません。農協の貯金、銀行の預金その他あるいは冗費の節約というところで捻出される金もございまして、そのうちの何%が郵便貯金に回るべき金であつたかというふうなことは、これはなかなかむずかしい問題で、計算をしようとしてもちよつと計算ができないのではないかと思つてお

ります。○片島委員 ただ簡易保険の募集目標と郵便貯金の預金の目標というものをきめる場合には、いろいろありましようけれども、相当膨大な金で、全国民に及んでおるわけですから、そこに何%かの預金が減るという一つの想定は作つてしまふべきじゃなかつたか。全然それを見込まないというところは非常にずさんな目標じゃないかと思ひます。それから、これは一つ御研究をお願いしたいと思ひます。

それから先ほど周知宣伝ということがありましたが、民間銀行あたりはもちろんでありますが、農協あたりでも、農村に行くと預金は農協へという垂直なものを張つてやっておるのです。郵便貯金はやらないのかと言つたら、役所のやる仕事ですからそういうことをやってはいけないうのだというのを郵便局で言つておつたのですが、ああいうことはやっちゃいけないのですか。貯金は安全有利な——有利でもないが、非常に信用の厚い郵便局へ、こういうことはやれないのですか。あなたたちは、通常貯金などのごときは外に出て募集するわけではありませうから、外でこちらに貯金してくれという指示をしておるのですか、何かそういう指示をしておるのですか。

○大塚政府委員 それはほとんどやらないことではございまして、また私どももやらしてあることではございますが、おそろくやつてはいかぬといひます。他の金融機関と比較しまして他の金融機関が不利だといふふうな印象を与へる宣伝といふたようなことはやめてはいかぬといふことでございまして、それを誤解したのじゃなからうか

というふうに考えます。○片島委員 きょうこれを採決されるなら、先ほど私が質問をして御答弁できなかつた点が納得いかないわけですが、ぜひ次の機会までにお調べ願つて、委員会で御示しを願ひたいと思ひます。

それから最後に、先ほど民間の銀行の取り扱ひのコストと郵便貯金のコストについて数字をおあげになりましたが、非常に高額の預金を一口で払い込む一般の銀行預金と零細な金額とでは、同じ一億円なら一億円に対する口数というものは非常に大きな開きがあると思ふのです。郵便貯金には非常に零細なものが集まつていて、銀行あたりには大口が入る、そうなるにつきますとコストの点で高くつくと思ふのです。それが同じということでは、どこかに非常にウェイトがかかり過ぎておるのじゃないかと思ふのですが、そういう点はどうでしょう。

○大塚政府委員 確かに大口の金を集めますと小口の数の多いのを集めますのとはコストの面が違つてございまして、それが大体同じだといひます。郵便局が郵便や保険と同じように共同でやっておる。従つて、局舎とか局長とか、課長とかいうような共通要員の分担が、事業別にされておるといふような点から相当の節約ができておるといふこと。その他やはりわれわれ及び従業員が非常に勤勉で能率を上げておる結果じゃないかと考えるわけではございません。

○片島委員 金融機関もそれ専門にやっておるわけですね。しかも、あつて農村地帯は、特定局はみな赤字でしよう、あなたの方の経営は、経営が

赤字なんでありまして、貯金の方のコストの分を引き受けてくれるなんというところは実際上できないじゃないですか。他の事業に少しでもおんぶされたいというところは、他の事業そのものが、一般の特定局は全部赤字なんですから、そうしますと、貯金自体としても非常に無理がきておる。それは、あなたの方はそう大して無理はきておらぬと思ふのですが、現場の従業員の方には相当無理がきておる。ですから、定員も増員せぬ、またコストもそういう状態だといふなら、あまり大きな目標を押しつけるようなことは、十分今後検討していただきたい、こういうことを要望しておきます。

○山手委員長 これより討論に入るわけではございますが、討論の通告もございませんから、直ちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○山手委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。この際森山政務次官より発言を求められております。これを許します。

○森山政府委員 本法案の審議につきましてもいろいろ御配慮願ひまして、まことにありがたうございまして。審議の過程におきましていろいろの問題点は、十分調査し研究し検討いたすつもりでございまして。どうもありがたうございまして。

○片島委員 金融機関もそれ専門にやっておるわけですね。しかも、あつて農村地帯は、特定局はみな赤字でしよう、あなたの方の経営は、経営が

○山手委員長 本案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例によって委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山手委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

〔参照〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四四号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

逓信委員会議録第八号中正誤

ペジ段 行 誤 正

一四 末七に その期間内には

二〇 三 ようと年る ようとする

〃〃 末九 帳金者 預金者

三一 〃六 すみやよ すみやか

逓信委員会議録第九号中正誤

ペジ段 行 誤 正

七五 末六 南会 協会

二四 〃六 す。ので、 すので、

昭和三十六年四月一日印刷

昭和三十六年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局